

仙塩広域都市計画 高度利用地区の変更

(仙台駅東第一地区、仙台駅東第一・2号地区、
花京院一丁目地区)

【仙台市決定】

仙塩広域都市計画高度利用地区の変更（仙台市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率の最高限度 (注2)	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度 (注1)	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限 (注3)	備考
高度利用地区 (仙台駅東第一地区)	約0.4ha	70/10	20/10	8/10	200㎡		
高度利用地区 (中央一丁目第一地区)	約1.5ha	85/10	40/10	7/10	200㎡	1m, 2m	
高度利用地区 (仙台駅東第一・2号地区)	約1.2ha	70/10	30/10	7/10	200㎡	1m	
高度利用地区 (一番町四丁目第一地区)	約1.6ha	65/10	30/10	7/10	400㎡	1m, 2m	
高度利用地区 (仙台駅北部第一南地区)	約1.7ha	75/10	30/10	7/10	200㎡	1m	地区計画 〔 再開発等促進区 〕
高度利用地区 (花京院一丁目地区)	約1.4ha	60/10 70/10	30/10	7/10	200㎡	2m	
高度利用地区 (長町三丁目地区)	約0.2ha	50/10	20/10	7/10	200㎡	2m	
高度利用地区 (河原町一丁目西地区)	約0.5ha	40/10	20/10	5/10	200㎡	2m	
高度利用地区 (花京院一丁目第二地区)	約0.8ha	75/10	30/10	7/10	200㎡	2m	当該容積率の最高限度の適用を受ける敷地の最低規模 500㎡
高度利用地区 (国分町三丁目第一地区)	約0.4ha	65/10	30/10	5/10	200㎡	2m, 4m	当該容積率の最高限度の適用を受ける敷地の最低規模 500㎡
高度利用地区 (北仙台駅第一地区)	約3.4ha	30/10	20/10	8/10	200㎡		地区計画 〔 再開発等促進区 〕
高度利用地区 (長町駅前第一地区)	約1.2ha	50/10	20/10	7/10	200㎡	2m, 4m	

種類	面積	建築物の容積率の最高限度(注2)	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度(注1)	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限(注3)	備考
高度利用地区 (本町二丁目二番地区)	約0.2ha	70/10	20/10	7/10	200㎡	1m	当該容積率の最高限度の適用を受ける敷地の最低規模 500㎡
高度利用地区 (泉中央駅前地区)	約5.3ha	55/10	20/10	5/10	500㎡	2m, 5m	A地区
		40/10	20/10	8/10	500㎡	2m, 5m ただし、上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物については適用しない。	B地区
		50/10	20/10	7/10	300㎡	2m ただし、上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物については適用しない。	C地区
		50/10	20/10	7/10	300㎡	2m, 3m	D地区
高度利用地区 (中央一丁目第二地区)	約0.6ha	100/10 60/10	30/10	5/10	500㎡	2m	地区計画 [再開発等促進区]
高度利用地区 (一番町二丁目四番地区)	約0.3ha	70/10	30/10	7/10	200㎡	2m ただし、都市計画道路3・5・78東一番丁線に面する建築物にあつては、地盤面からの高さが7m以下の部分に限る。	
高度利用地区 (一番町四丁目七番地区)	約0.3ha	85/10 (注4)	30/10	6/10	500㎡	2m, 4m	
合計	約21.0ha						

(注1) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10を、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。

(注2) 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可又は同法第68条の3第1項に規定する認定を受けた建築物においてはこれを超えることができる。

(注3) 公共用歩廊については適用しない。

(注4) 建築物の容積率の最高限度の特例を受ける建築物は、仙台市の「「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度」の運用方針」に合致する宿泊施設の用に供するものとする。また、建築行為等を行おうとする場合には、建築確認申請に先立ち、当該都市計画に適合するものであることについて、次に掲げる全ての項目の整備に関してその適合性の確認を受けるものとする。

ゆとりある客室（誘導を目指すグレード）、コンベンション機能（協議・評価対象とするグレード）、周辺交通への配慮（協議・評価対象とするグレード）、各種サービス機能等（誘導を目指すグレード）

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書のとおり

理 由 書

〔 榴岡・花京院地区、明通地区、茂庭地区、四郎丸地区、
中田地区、錦ヶ丘西地区、新田東地区、栗生西部地区 〕

本市では、平成8年に用途地域の全面的な見直しを行って以降、新規開発事業など個別の事案毎に、将来の土地利用に合わせて個別に変更等を行い、まちづくりを行ってきました。

しかし、時代の経過とともに都市を取り巻く社会情勢の変化している中、既成市街地の大部分は、平成8年に見直しを行った当時のままとなっており、「仙台市都市計画マスタープラン」（以下、「都市計画マスタープラン」という。）の土地利用方針と実際の土地利用状況に乖離が生じている地区や、用途地域等の都市計画に実際の土地利用が合っていない地区、土地利用ニーズが変化したことにより土地の有効利用が図られていない地区等、都市計画による土地利用の誘導・制限が都市活動の妨げとなる要因となることも考えられる状況にあります。

平成8年の見直しは、市街地が外延的に拡大するまちづくりが展開されている中で行いました。本市では、将来の人口減少や高齢化の進展を見据え、平成11年に本市の最初となる都市計画マスタープランを策定して以来、市街地の拡大を抑制し、鉄道を基軸とした機能集約型の都市づくりに一貫して取り組んでおり、令和3年に策定した現行の都市計画マスタープランに示す土地利用に関する基本的な考え方に基づいて都市計画を定めることで土地利用の誘導・制限を行い、まちづくりを推進しています。

このため、土地利用方針を示す都市計画マスタープランや、誘導する機能とエリアなど具体的な方針を示す「仙台市立地適正化計画」に基づいて、用途地域等の都市計画を全市的に見直すこととし、令和7年3月に行政が主体的に都市計画の変更を行う地区として「仙台市地域地区等見直し候補地区」（以下、「見直し候補地区」という。）を決定したところです。

見直し候補地区のうち榴岡・花京院地区は、都心部の国際競争力と防災性の向上を図るため、明通地区については、内陸型工業団地等における産業機能の更新・集積を図るため、茂庭地区については、流通系土地利用のニーズに対応した見直しを図るため、四郎丸地区・中田地区・錦ヶ丘西地区・新田東地区・栗生西部地区は、用途地域の境界線の位置が地形地物や筆界以外であるなど、分かりにくい情報となっていることから、用途地域境界線の位置の明確化を図るため、それぞれ次のとおり都市計画の変更を行います。

（榴岡・花京院地区の榴岡地区）

＜用途地域＞

都心部の国際競争力向上を図るため、用途地域を商業地域（容積率 400%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）に、商業地域（容積率 400%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 700%、建蔽率 80%）に、商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）に、商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 700%、建蔽率 80%）に、商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 700%、建蔽率 80%）にそれぞれ変更します。

また、用途地域境界線の位置の明確化を図るため、用途地域境界線を旧筆界から筆界に変更し、併せて用途地域を商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 400%、建蔽率 80%）に変更します。

<高度利用地区>

用途地域（容積率）との整合を図るため、仙台駅東第一地区及び仙台駅東第一・2号地区について、それぞれの地区における用途地域を商業地域（容積率 400%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 700%、建蔽率 80%）に、商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 700%、建蔽率 80%）に変更する区域について、建築物の容積率の最高限度を 600%から 700%に変更します。

<防火地域及び準防火地域>

本市では、一定の用途地域について、建築物の耐火性能を向上させ、火災による延焼拡大を防止するため、防火地域及び準防火地域に指定しています。

都心部の防災性向上を図るため、用途地域を商業地域（容積率 400%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）に変更する区域、商業地域（容積率 400%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 700%、建蔽率 80%）に変更する区域、商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）に変更する区域、商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 700%、建蔽率 80%）に変更する区域及び商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 700%、建蔽率 80%）に変更する区域について、それぞれ準防火地域から防火地域に変更します。

（榴岡・花京院地区の花京院地区）

<用途地域>

都心部の国際競争力向上を図るため、用途地域を商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）に変更します。

また、用途地域境界線の位置の明確化を図るため、用途地域境界線を旧道路中心とその延長から道路中心とその延長に変更し、併せて用途地域を商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）に変更します。

<高度利用地区>

用途地域（容積率）との整合を図るため、花京院一丁目地区について、当地区における用途地域を商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）に変更する区域について、建築物の容積率の最高限度を 600%から 700%に変更します。

<防火地域及び準防火地域>

都心部の防災性向上を図るため、用途地域を商業地域（容積率 500%、建蔽率 80%）から商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）に変更する区域及び連なる商業地域（容積率 600%、建蔽率 80%）の街区区域について、準防火地域から防火地域に変更します。

（明通地区）

<用途地域>

内陸型工業団地等における産業機能の更新・集積を図るため、用途地域を準工業地域（容積率 200%、建蔽率 60%）から第一種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に、準工業地域（容積率 200%、建蔽率 60%）から工業地域（容積率 200%、建蔽率 60%）にそれぞれ変更します。

<特別用途地区>

内陸型工業団地等における産業機能の更新・集積を図るため、用途地域を準工業地域から第一種住居地域に変更する区域について、特別業務地区を廃止し、準工業地域から工業地域に変更する区域について、特別業務地区から第四種特別業務地区に変更します。

<高度地区>

本市では、北側敷地の日照を確保し、良好な住環境を保護するために、用途地域に応じた高度地区を指定することとしています。

用途地域を準工業地域から第一種住居地域に変更する区域について、第4種高度地区から第3種高度地区に、準工業地域から工業地域に変更する区域について、第4種高度地区を廃止します。

<防火地域及び準防火地域>

用途地域を準工業地域から第一種住居地域に変更する区域及び準工業地域から工業地域に変更する区域について、それぞれ準防火地域を廃止します。

(茂庭地区)

<用途地域>

流通系土地利用のニーズに対応した見直しを図るため、用途地域を第二種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）から準工業地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に変更します。

<特別用途地区>

流通系土地利用のニーズに対応した見直しを図るため、用途地域を第二種住居地域から準工業地域に変更する区域について、新たに第二種特別業務地区を指定します。

<高度地区>

用途地域を第二種住居地域から準工業地域に変更する区域について、第3種高度地区から第4種高度地区に変更します。

<防火地域及び準防火地域>

用途地域を第二種住居地域から準工業地域に変更する区域について、新たに準防火地域を指定します。

(四郎丸地区)

<用途地域>

用途地域境界線の位置の明確化を図るため、用途地域境界線を旧道路中心等から道路中心や筆界等に変更し、併せて用途地域を第一種低層住居専用地域（容積率 80%、建蔽率 50%）から第二種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に、第一種低層住居専用地域（容積率 80%、建蔽率 50%）から近隣商業地域（容積率 300%、建蔽率 80%）に、第二種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）から近隣商業地域（容積率 300%、建蔽率 80%）に、近隣商業地域（容積率 300%、建蔽率 80%）から第一種低層住居専用地域（容積率 80%、建蔽率 50%）に、近隣商業地域（容積率 300%、建蔽率 80%）から第二種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に、

それぞれ変更します。

<高度地区>

用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域に変更する区域について、第1種高度地区から第2種高度地区に、第一種低層住居専用地域から近隣商業地域に変更する区域について、第1種高度地区から第4種高度地区に、第二種中高層住居専用地域から近隣商業地域に変更する区域について、第2種高度地区から第4種高度地区に、近隣商業地域から第一種低層住居専用地域に変更する区域について、第4種高度地区から第1種高度地区に、近隣商業地域から第二種中高層住居専用地域に変更する区域について、第4種高度地区から第2種高度地区に、それぞれ変更します。

<防火地域及び準防火地域>

用途地域を第一種低層住居専用地域から近隣商業地域に変更する区域及び第二種中高層住居専用地域から近隣商業地域に変更する区域について、それぞれ新たに準防火地域を指定し、近隣商業地域から第一種低層住居専用地域、近隣商業地域から第二種中高層住居専用地域に変更する区域について、準防火地域を廃止します。

(中田地区)

<用途地域>

用途地域境界線の位置の明確化を図るため、用途地域境界線を「旧道路端から30m」等を道路中心や筆界に変更し、併せて用途地域を第一種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）から近隣商業地域（容積率 300%、建蔽率 80%）に、近隣商業地域（容積率 300%、建蔽率 80%）から第一種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に、それぞれ変更します。

<高度地区>

用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更する区域について、第3種高度地区から第4種高度地区に、近隣商業地域から第一種住居地域に変更する区域について、第4種高度地区から第3種高度地区に、それぞれ変更します。

<防火地域及び準防火地域>

用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更する区域について、新たに準防火地域を指定し、近隣商業地域から第一種住居地域に変更する区域について、準防火地域を廃止します。

(錦ヶ丘西地区)

<用途地域>

用途地域境界線の位置の明確化を図るため、用途地域境界線を法肩等から筆界に変更し、併せて用途地域を第一種低層住居専用地域（容積率 60%、建蔽率 40%）から第二種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に、第二種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）を第一種低層住居専用地域（容積率 60%、建蔽率 40%）にそれぞれ変更します。

<高度地区>

用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域に変更する区域について、第1種高度地区から第2種高度地区に、第二種中高層住居専用地域から第一種低層住居専用地域に変更する区域について、第2種高度地区から第1種高度地区にそれぞれ変更します。

<地区計画>

用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域に変更する区域について、地区整備計画を文教施設地区から公益施設地区に変更します。

(新田東地区)

<用途地域>

用途地域境界線の位置の明確化を図るため、用途地域境界線を「予定道路（決定時）の中心」から道路中心に変更し、併せて用途地域を第一種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）から第二種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に変更します。

<地区計画>

用途地域を第一種住居地域から第二種住居地域に変更する区域について、地区整備計画を一般住宅A地区から沿道サービス地区に変更します。

(栗生西部地区)

<用途地域>

用途地域境界線の位置の明確化を図るため、用途地域境界線を「決定時予定道路端」から道路端とその延長に変更し、併せて用途地域を第一種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）から第一種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に変更します。

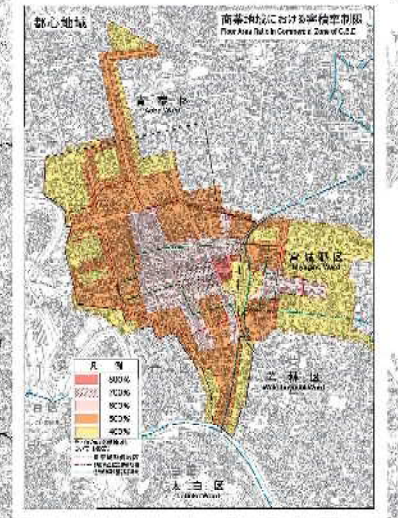
<高度地区>

用途地域を第一種住居地域から第一種中高層住居専用地域に変更する区域について、第3種高度地区から第2種高度地区に変更します。

<地区計画>

用途地域を第一種住居地域から第一種中高層住居専用地域に変更する区域について、地区整備計画を住宅B地区から住宅A地区に変更します。

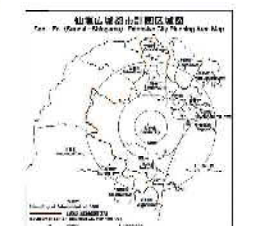
仙台市都市計画総括図 SENDAI CITY PLANNING GENERAL MAP



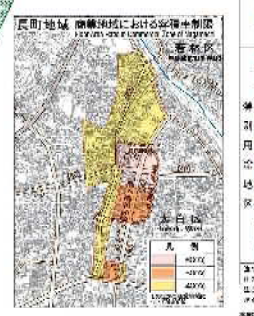
花京院一丁目地区
容積率の最高限度600%から
容積率の最高限度700%に変更 約 0.4 ha

仙台駅東第一・二号地区
容積率の最高限度600%から
容積率の最高限度700%に変更 約 1.2 ha

仙台駅東第一地区
容積率の最高限度600%から
容積率の最高限度700%に変更 約 0.4 ha



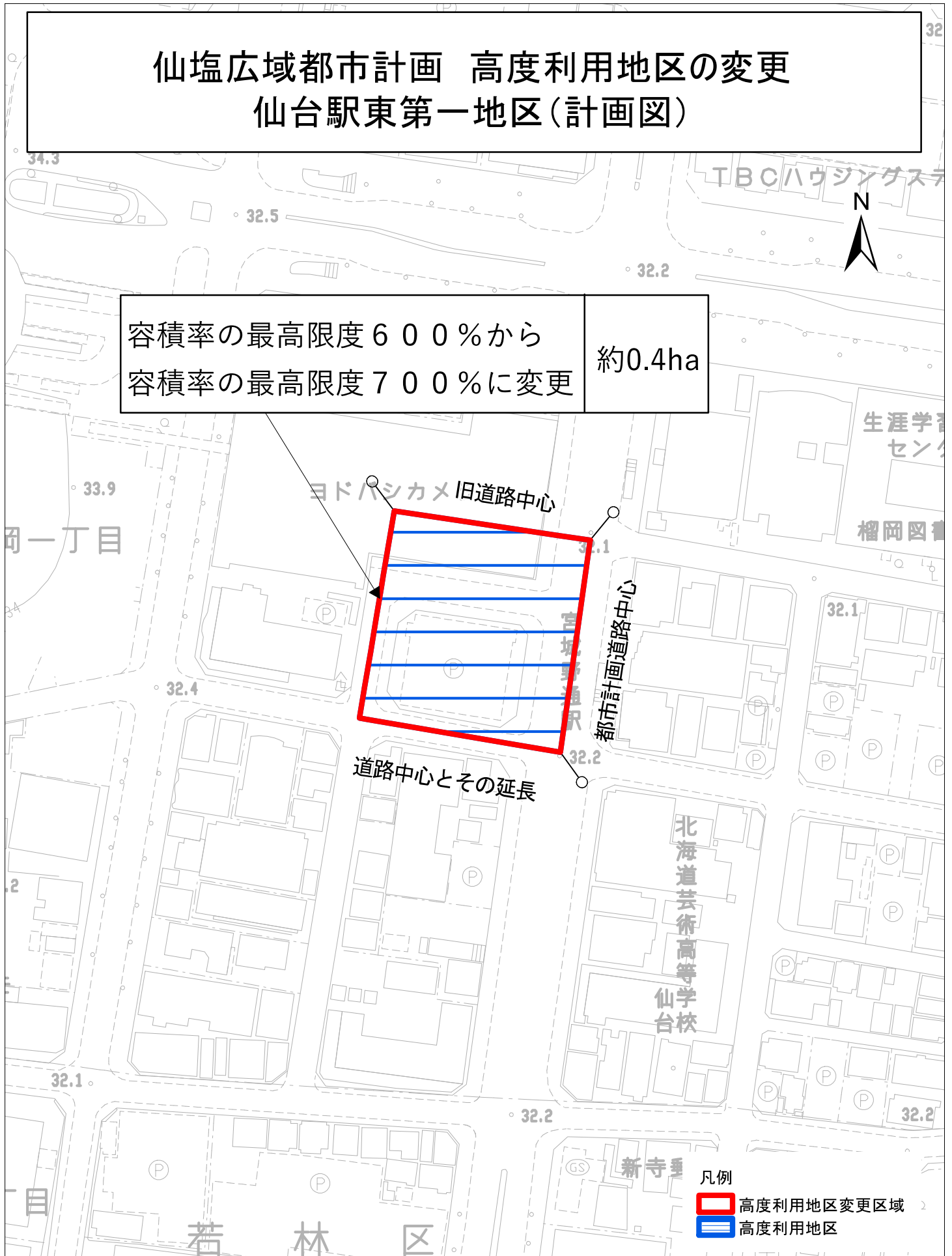
種別	色	説明
第一種市街地	赤	第一種市街地
第二種市街地	黄	第二種市街地
第三種市街地	緑	第三種市街地
第四種市街地	青	第四種市街地
第五種市街地	紫	第五種市街地
第六種市街地	茶	第六種市街地
第七種市街地	白	第七種市街地
第八種市街地	黒	第八種市街地
第九種市街地	灰	第九種市街地
第十種市街地	黄緑	第十種市街地
第十一種市街地	黄赤	第十一種市街地
第十二種市街地	赤黄	第十二種市街地
第十三種市街地	黄緑	第十三種市街地
第十四種市街地	黄赤	第十四種市街地
第十五種市街地	赤黄	第十五種市街地
第十六種市街地	黄緑	第十六種市街地
第十七種市街地	黄赤	第十七種市街地
第十八種市街地	赤黄	第十八種市街地
第十九種市街地	黄緑	第十九種市街地
第二十種市街地	黄赤	第二十種市街地
第二十一種市街地	赤黄	第二十一種市街地
第二十二種市街地	黄緑	第二十二種市街地
第二十三種市街地	黄赤	第二十三種市街地
第二十四種市街地	赤黄	第二十四種市街地
第二十五種市街地	黄緑	第二十五種市街地
第二十六種市街地	黄赤	第二十六種市街地
第二十七種市街地	赤黄	第二十七種市街地
第二十八種市街地	黄緑	第二十八種市街地
第二十九種市街地	黄赤	第二十九種市街地
第三十種市街地	赤黄	第三十種市街地
第三十一種市街地	黄緑	第三十一種市街地
第三十二種市街地	黄赤	第三十二種市街地
第三十三種市街地	赤黄	第三十三種市街地
第三十四種市街地	黄緑	第三十四種市街地
第三十五種市街地	黄赤	第三十五種市街地
第三十六種市街地	赤黄	第三十六種市街地
第三十七種市街地	黄緑	第三十七種市街地
第三十八種市街地	黄赤	第三十八種市街地
第三十九種市街地	赤黄	第三十九種市街地
第四十種市街地	黄緑	第四十種市街地
第四十一種市街地	黄赤	第四十一種市街地
第四十二種市街地	赤黄	第四十二種市街地
第四十三種市街地	黄緑	第四十三種市街地
第四十四種市街地	黄赤	第四十四種市街地
第四十五種市街地	赤黄	第四十五種市街地
第四十六種市街地	黄緑	第四十六種市街地
第四十七種市街地	黄赤	第四十七種市街地
第四十八種市街地	赤黄	第四十八種市街地
第四十九種市街地	黄緑	第四十九種市街地
第五十種市街地	黄赤	第五十種市街地





仙塩広域都市計画 高度利用地区の変更 仙台駅東第一地区(計画図)

容積率の最高限度 600%から
容積率の最高限度 700%に変更

約0.4ha



凡例

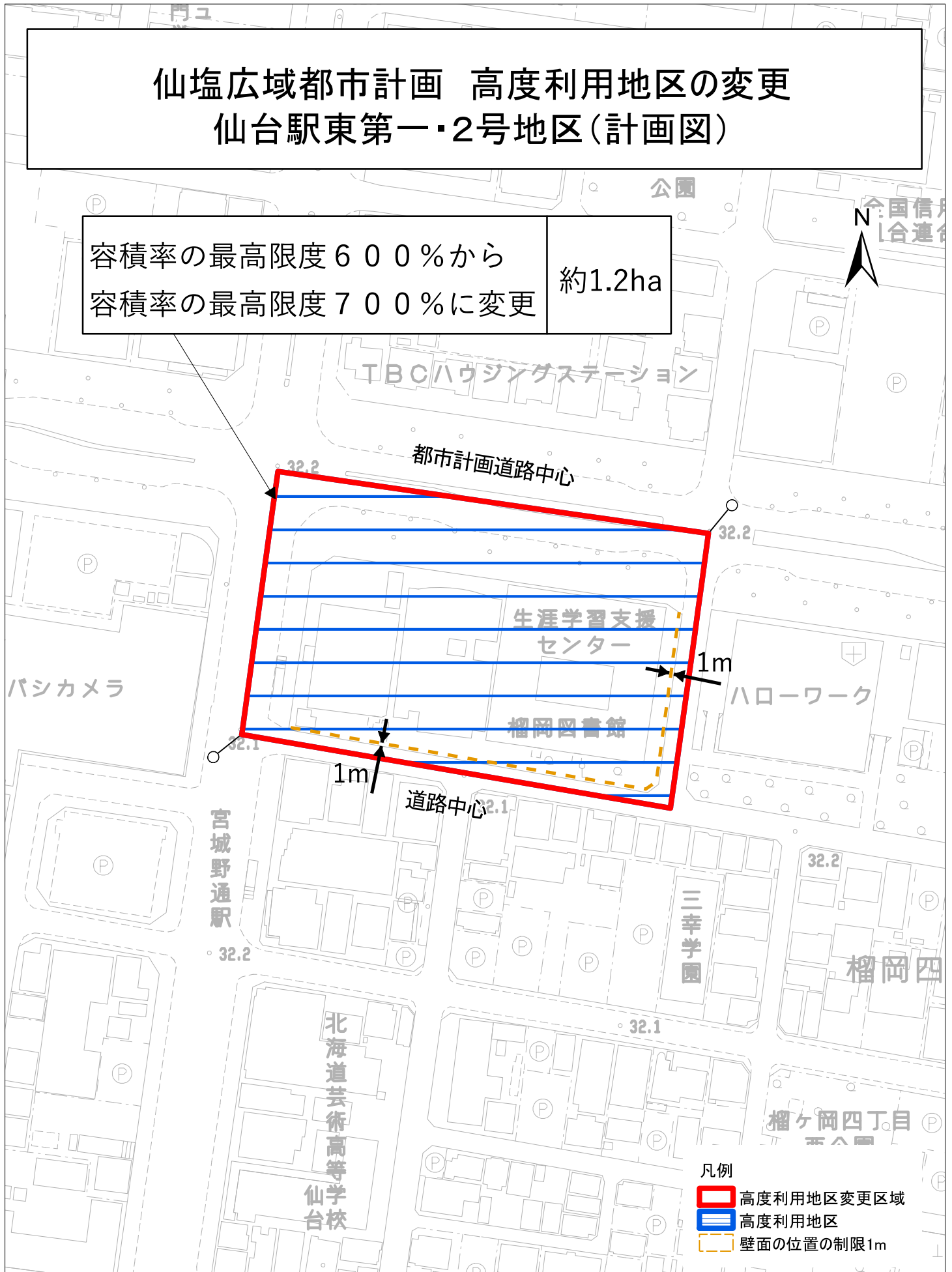
-  高度利用地区変更区域
-  高度利用地区

0 50 100 200 m

仙塩広域都市計画 高度利用地区の変更 仙台駅東第一・2号地区(計画図)

容積率の最高限度 600% から
容積率の最高限度 700% に変更

約1.2ha



凡例

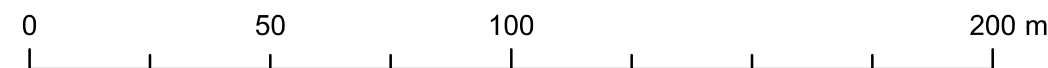
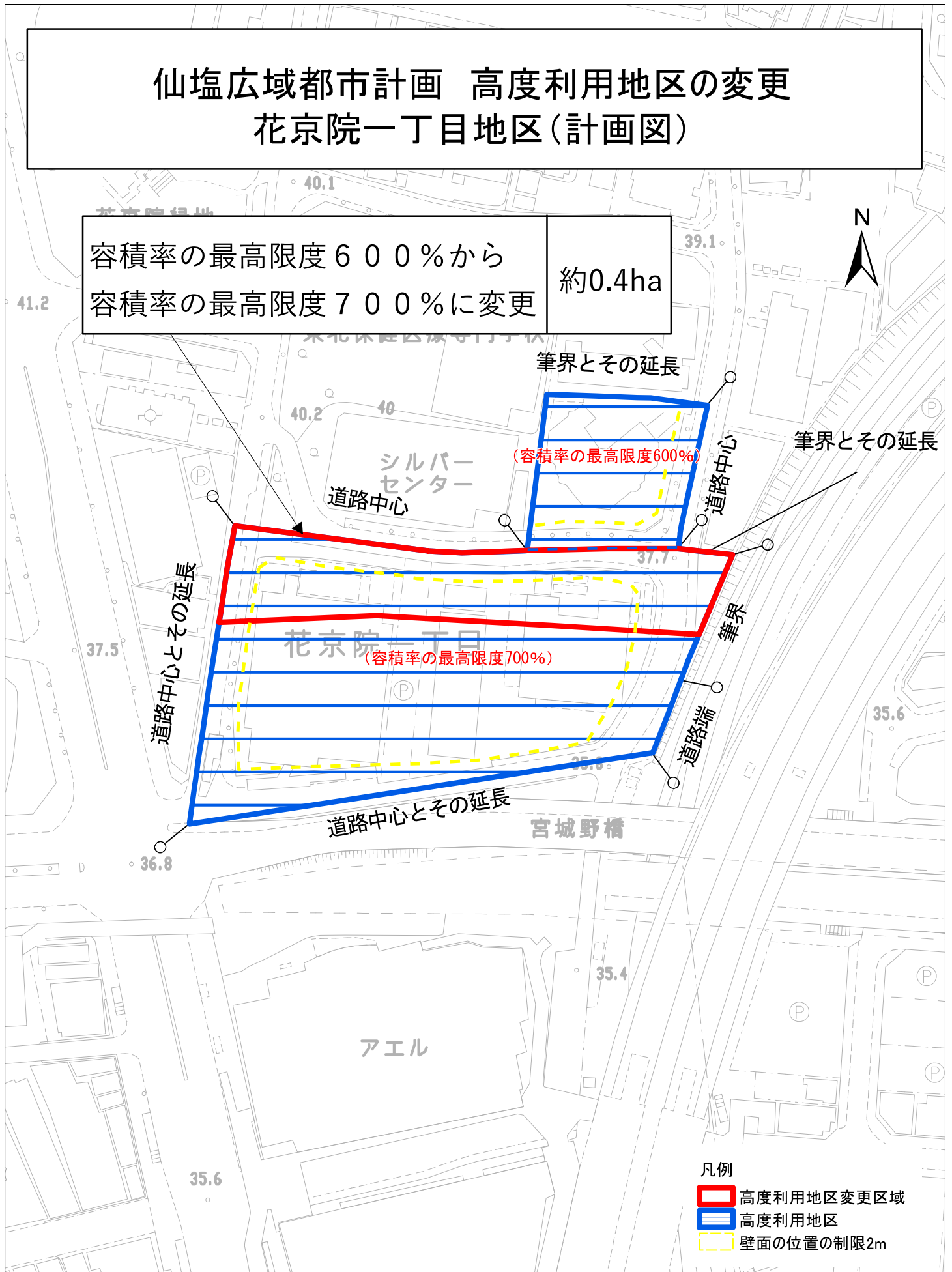
- ▭ 高度利用地区変更区域
- ▭ 高度利用地区
- - - 壁面の位置の制限1m

0 50 100 200 m

仙塩広域都市計画 高度利用地区の変更 花京院一丁目地区(計画図)

容積率の最高限度600%から
容積率の最高限度700%に変更

約0.4ha



- 凡例
- ▭ 高度利用地区変更区域
 - ▭ 高度利用地区
 - - - 壁面の位置の制限2m

新旧対照〈参考〉

：変更(削除)

太字 : 追加

仙塩広域都市計画高度利用地区の変更（仙台市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率の最高限度(注2)	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度(注1)	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限(注3)	備考
高度利用地区 (仙台駅東第一地区)	約0.4ha	70 60/10	20/10	8/10	200㎡		
高度利用地区 (中央一丁目第一地区)	約1.5ha	85/10	40/10	7/10	200㎡	1m, 2m	
高度利用地区 (仙台駅東第一・2号地区)	約1.2ha	70 60/10	30/10	7/10	200㎡	1m	
高度利用地区 (一番町四丁目第一地区)	約1.6ha	65/10	30/10	7/10	400㎡	1m, 2m	
高度利用地区 (仙台駅北部第一南地区)	約1.7ha	75/10	30/10	7/10	200㎡	1m	地区計画 〔 再開発等促進区 〕
高度利用地区 (花京院一丁目地区)	約1.4ha	60/10 70/10	30/10	7/10	200㎡	2m	
高度利用地区 (長町三丁目地区)	約0.2ha	50/10	20/10	7/10	200㎡	2m	
高度利用地区 (河原町一丁目西地区)	約0.5ha	40/10	20/10	5/10	200㎡	2m	
高度利用地区 (花京院一丁目第二地区)	約0.8ha	75/10	30/10	7/10	200㎡	2m	当該容積率の最高限度の適用を受ける敷地の最低規模 500㎡
高度利用地区 (国分町三丁目第一地区)	約0.4ha	65/10	30/10	5/10	200㎡	2m, 4m	当該容積率の最高限度の適用を受ける敷地の最低規模 500㎡
高度利用地区 (北仙台駅第一地区)	約3.4ha	30/10	20/10	8/10	200㎡		地区計画 〔 再開発等促進区 〕
高度利用地区 (長町駅前第一地区)	約1.2ha	50/10	20/10	7/10	200㎡	2m, 4m	

種類	面積	建築物の容積率の最高限度(注2)	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度(注1)	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限(注3)	備考
高度利用地区 (本町二丁目二番地区)	約0.2ha	70/10	20/10	7/10	200㎡	1m	当該容積率の最高限度の適用を受ける敷地の最低規模500㎡
高度利用地区 (泉中央駅前地区)	約5.3ha	55/10	20/10	5/10	500㎡	2m, 5m	A地区
		40/10	20/10	8/10	500㎡	2m, 5m ただし、上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物については適用しない。	B地区
		50/10	20/10	7/10	300㎡	2m ただし、上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物については適用しない。	C地区
		50/10	20/10	7/10	300㎡	2m, 3m	D地区
高度利用地区 (中央一丁目第二地区)	約0.6ha	100/10 60/10	30/10	5/10	500㎡	2m	地区計画 [再開発等促進区]
高度利用地区 (一番町二丁目四番地区)	約0.3ha	70/10	30/10	7/10	200㎡	2m ただし、都市計画道路3・5・78東一番丁線に面する建築物にあつては、地盤面からの高さが7m以下の部分に限る。	
高度利用地区 (一番町四丁目七番地区)	約0.3ha	85/10 (注4)	30/10	6/10	500㎡	2m, 4m	
合計	約21.0ha						

(注1) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10を、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。

(注2) 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可又は同法第68条の3第1項に規定する認定をうけた建築物においてはこれを超えることができる。

(注3) 公共用歩廊については適用しない。

(注4) 建築物の容積率の最高限度の特例を受ける建築物は、仙台市の「「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度」の運用方針」に合致する宿泊施設の用に供するものとする。また、建築行為等を行おうとする場合には、建築確認申請に先立ち、当該都市計画に適合するものであることについて、次に掲げる全ての項目の整備に関してその適合性の確認を受けるものとする。

ゆとりある客室（誘導を目指すグレード）、コンベンション機能（協議・評価対象とするグレード）、周辺交通への配慮（協議・評価対象とするグレード）、各種サービス機能等（誘導を目指すグレード）

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書のとおり